

第38号議案

長崎市都市公園条例の一部を改正する条例

目次

1	改正の内容	1～2	ページ
2	利用料金	2	ページ
3	施行期日	3	ページ
4	各施設の利用状況	3	ページ
5	新旧対照表	4～7	ページ

土木部

令和3年2月



1 改正の内容

長崎東公園のコミュニティ体育館の競技場及びトレーニング室について、次のとおり長崎市都市公園条例の一部を改正する。

(1) 競技場

競技場の専用の利用（スポーツの大会等の優先的な利用）について、現在、全面を貸し切った場合の利用しか規定されていないことから、部分的な専用の利用もできるようにしてほしいとの声があり、空きスペースの有効活用や利用者の利便性の向上を図るため、部分専用利用について定めることとする。

競技場の見直しのイメージ図



(2) トレーニング室

ア 利用時間区分の見直し

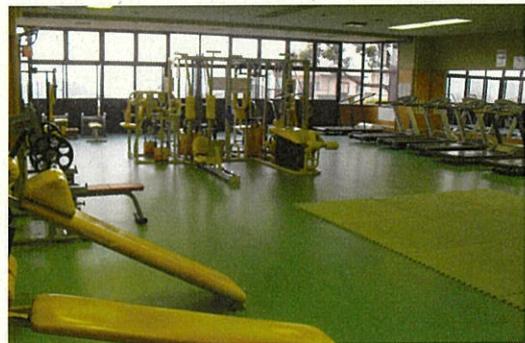
現在、2時間ごとの利用時間帯（午前10時、午後1時、午後3時、午後5時及び午後7時よりそれぞれ2時間（高等学校の生徒は午後5時までの利用））を規定し、正午から午後1時までを休室としているが、利用者の利便性の向上を図るため、2時間ごとの利用時間帯を撤廃し、開室時間内（午前10時から午後9時まで）で任意の2時間での利用ができることとする。

イ 高等学校の生徒の利用時間

現在、午後5時までの利用としているが、平日も利用したいとの声があったため、午後9時まで利用できるようにする。

トレーニング室の見直しのイメージ図

		10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時
見直し前	高等学校の生徒			入室							利用不可		
	一般												
見直し後	高等学校の生徒	利用可能										利用可能	
	一般	← 任意の2時間単位で利用可能 (2時間料金制の枠を撤廃) →											



2 利用料金

(1) 競技場

部分専用利用の使用料は、競技場の2分の1に相当する面積を専用して利用することから、全面使用する場合の使用料に2分の1を乗じて得た額とする。

(2) トレーニング室

現行の当日券については、2時間の利用時間帯を予め定め、高等学校の生徒188円、一般356円として設定しているものを、任意の2時間につき、高等学校の生徒188円、一般356円とする。

また、月額利用料金についても、これまでと同額（高等学校の生徒1,215円、一般2,440円）とする。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 各施設の利用状況

競技場

(単位：件、人)

		年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用件数			-	-	3,974
	(うち専用利用)		-	-	150
利用者数			44,952	45,642	43,403
	(うち専用利用)		15,451	17,223	15,418

トレーニング室

(単位：人)

種別		年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当日	一般		6,435	6,233	5,356
	優待		391	522	408
	高校生		503	356	246
会員	一般		19,389	20,431	17,752
	優待		2,064	1,810	1,832
	高校生		91	76	145
合計			28,873	29,428	25,739

5 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○長崎市都市公園条例</p> <p style="text-align: right;">昭和 34 年長崎市条例第 27 号</p> <p>第 1 条～第 28 条 [略]</p> <p>第 29 条 [略]</p> <p>2 前項の場合においては、第 6 条第 2 項、第 13 条第 1 項、第 26 条第 1 項及び第 3 項、第 27 条並びに別表第 4 から別表第 7 までの規定の適用については、第 6 条第 2 項中「有料公園施設（稲佐山公園、長崎東公園及び長崎市総合運動公園の有料公園施設並びに長崎市平和会館を除く。）」とあるのは「有料公園施設」と、第 13 条第 1 項中「許可（第 25 条の許可を除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「許可」と、第 26 条第 1 項中「指定公園の有料公園施設又は長崎市平和会館の利用に係る料金（以下この条及び次条において「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第 4 から別表第 7 までに掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第 3 項中「利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第 27 条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部」と、別表第 4 中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表第 1 項中「とする」とあるのは「とし、利用者がこの表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合には、午後 4 時から午後 5 時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、同表第 3 項中「100 円」とあるのは「100 円。ただし、駐車時間が 20 分以内の場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、無料とする。」と、同表備考 3 中「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、同表備考 4 中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と、同表備考 5 中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第 5 中「基</p>	<p>○長崎市都市公園条例</p> <p style="text-align: right;">昭和 34 年長崎市条例第 27 号</p> <p>第 1 条～第 28 条 [略]</p> <p>第 29 条 [略]</p> <p>2 前項の場合においては、第 6 条第 2 項、第 13 条第 1 項、第 26 条第 1 項及び第 3 項、第 27 条並びに別表第 4 から別表第 7 までの規定の適用については、第 6 条第 2 項中「有料公園施設（稲佐山公園、長崎東公園及び長崎市総合運動公園の有料公園施設並びに長崎市平和会館を除く。）」とあるのは「有料公園施設」と、第 13 条第 1 項中「許可（第 25 条の許可を除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「許可」と、第 26 条第 1 項中「指定公園の有料公園施設又は長崎市平和会館の利用に係る料金（以下この条及び次条において「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第 4 から別表第 7 までに掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第 3 項中「利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第 27 条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部」と、別表第 4 中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表第 1 項中「とする」とあるのは「とし、利用者がこの表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合には、午後 4 時から午後 5 時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、同表第 3 項中「100 円」とあるのは「100 円。ただし、駐車時間が 20 分以内の場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、無料とする。」と、同表備考 3 中「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、同表備考 4 中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と、同表備考 5 中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第 5 中「基</p>

準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表第2項第1号ア中「4割に相当する額とする」とあるのは「4割に相当する額とし、利用者がこの表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合には、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と、同表第4項第3号中「4割に相当する額とする」とあるのは「4割に相当する額とし、利用者が午前及び午後の利用時間帯を連続して利用する場合には、正午から午後1時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、同表備考6中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第6中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考2中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第7中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」とし、第25条、第26条第2項及び第4項並びに前条の規定は適用しない。

3 [略]

第30条 [略]

別表第1～別表第3 [略]

別表第4 (第26条関係)

1～3 [略]

備考

1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

2～4 [略]

別表第5 (第26条関係)

1 [略]

2 長崎東公園コミュニティ体育館の利用に係る基準額

(1) 競技場

ア 専用の利用に係る基準額

準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表第2項第1号ア中「4割に相当する額とする」とあるのは「4割に相当する額とし、利用者がこの表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合には、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と、同表第4項第3号中「4割に相当する額とする」とあるのは「4割に相当する額とし、利用者が午前及び午後の利用時間帯を連続して利用する場合には、正午から午後1時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、同表備考6中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第6中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考2中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第7中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」とし、第25条、第26条第2項及び第4項並びに第28条の規定は適用しない。

3 [略]

第30条 [略]

別表第1～別表第3 [略]

別表第4 (第26条関係)

1～3 [略]

備考

1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

2～4 [略]

別表第5 (第26条関係)

1 [略]

2 長崎東公園コミュニティ体育館の利用に係る基準額

(1) 競技場

ア 専用の利用に係る基準額

区分		利用時間		
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
体育に利用 する場合	平日	円 3,080	円 4,756	円 6,421
	土曜日、日曜 日又は休日	4,756	6,296	7,836
体育以外に 利用する場 合	平日	6,987	12,812	15,148
	土曜日、日曜 日又は休日	8,150	15,148	18,647
備考 1~6 [略] 7 利用時間を超過して利用する場合及び部分的に利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。				

イ [略]

(2) トレーニング室

区分		金額
当日券(1人 2時間につ き)	高等学校の生徒	円 188
	一般	356
会員券(1人 1月につき)	高等学校の生徒	1,215
	一般	2,440

区分		利用時間		
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
体育に利用 する場合	平日	円 3,080	円 4,756	円 6,421
	土曜日、日曜 日又は休日	4,756	6,296	7,836
体育以外に 利用する場 合	平日	6,987	12,812	15,148
	土曜日、日曜 日又は休日	8,150	15,148	18,647
備考 1~6 [略] 7 利用時間を超過して利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。				

イ [略]

(2) トレーニング室

区分		利用時間				
		午前10時 から正午 まで	午後1時 から午 後3時ま で	午後3時 から午 後5時ま で	午後5時 から午 後7時ま で	午後7時 から午 後9時ま で
当日券(1人 につき)	高等学校の生徒	円 188	円 188	円 188	/	/
	一般	356	356	356	円 356	円 356
会員券(1人 1月につき)	高等学校の生徒	1,215円			/	/
	一般	2,440円				

(3) [略]

3~4 [略]

別表第6 [略]

別表第7 (第26条関係)

長崎市平和会館の体育館兼集会所の利用に係る基準額

区分		利用時間		
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
体育に利用 する場合	平日	円 932	円 1,278	円 1,508
	土曜日、日曜 日又は休日	1,162	1,508	1,854
体育以外に 利用する場 合	平日	6,987	12,812	15,148
	土曜日、日曜 日又は休日	8,150	15,148	18,647

備考

1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

2~6 [略]

(3) [略]

3~4 [略]

別表第6 [略]

別表第7 (第26条関係)

長崎市平和会館の体育館兼集会所の利用に係る基準額

区分		利用時間		
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
体育に利用 する場合	平日	円 932	円 1,278	円 1,508
	土曜日、日曜 日又は休日	1,162	1,508	1,854
体育以外に 利用する場 合	平日	6,987	12,812	15,148
	土曜日、日曜 日又は休日	8,150	15,148	18,647

備考

1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

2~6 [略]